

- 消費者基本法の基本理念に基づき、消費者政策の基本的方向と重点事項を提示
対象期間：平成17年度～21年度(5ヶ年計画)
- 重点的に講ずる具体的施策を実施時期とともに明示

基本的方向

重点事項

○ 消費者の安全・安心の確保



- 製品回収制度の強化・拡充
- リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進
- トレーサビリティ・システムの普及推進

○ 消費者の自立のための基盤整備



- 分野横断的・包括的な取引ルールづくり
- 消費者団体訴訟制度の導入
- 消費者教育の推進
- 環境に配慮した消費行動の促進

○ 緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応



- 消費者からの苦情相談の活用
- 架空請求、偽造キャッシュカード問題等への対応

具体的施策

1. 消費者の安全・安心の確保

消費者が危険な製品の情報を素早く入手し、事故を回避できるようにする。

- 製品の回収情報をわかりやすく消費者に伝える仕組みの検討

[内閣府、関係省庁、国民生活センター](平成18年度までに結論)

消費者のリスクコミュニケーションへの参加を促進する。

- 消費者の関心が高い案件についての積極的な情報提供

[食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省](平成17年度以降継続的に実施)

- 消費者の視点による評価・検証を踏まえた手法・技術の向上

[食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省](平成17年度以降継続的に実施)

消費者が食品に関する情報を簡単に入手できるようにする。

- トレーサビリティ・システムを活用した安全・安心情報の充実

[農林水産省](平成19年度までに実施)

- 生産情報公表に係る規格の対象品目の拡大

[農林水産省](農産物について平成17年度に実施)

2. 消費者の自立のための基盤整備

消費者が不当な勧誘に直面しないようにする。

- 高齢者や若者など消費者の特性に応じた勧誘ルールを検討(適合性原則)
[内閣府](平成19年までに結論)
- 取引を希望していない消費者に対する勧誘の規制検討(不招請勧誘)
[内閣府](平成19年までに結論)

消費者団体が事業者の不当な行為を差止めることができるようにする。

- 消費者契約法に消費者団体訴訟制度を導入
[内閣府](平成18年通常国会に関連法案を提出)
- 独占禁止法及び景品表示法への団体訴権の導入を検討
[公正取引委員会](平成19年までに結論)

消費者が自立できるように消費者教育を展開する。

- 内閣府・文部科学省間での連携・推進体制を構築
[内閣府、文部科学省](平成17年に実施)
- 消費者教育を体系化するとともに、「出前講座」を積極的に進める
[内閣府、文部科学省、関係省庁、国民生活センター](平成19年度までに結論)

消費者が自ら環境に配慮して行動できるように支援する。

- 消費者によるCO2削減に向けた環境配慮行動を呼びかける「国民運動」を展開
[環境省、関係省庁](平成17年度より実施)
- ごみの発生抑制、再使用、再生利用の普及啓発
[環境省、関係省庁](平成17年度より実施)

3. 緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応

消費者からの苦情相談を活用してトラブルを防止する。

- 国民生活センターからの情報提供を踏まえ、消費者政策会議関係委員会等を機動的に開催
[内閣府、関係省庁、国民生活センター](平成17年に連携の仕組みを構築)

緊要な消費者トラブルに対して機動的・集中的に施策を講じる。

- 架空請求・不当請求の排除
[内閣府、金融庁、警察庁、総務省、関係省庁、国民生活センター]
- 偽造キャッシュカードによる被害の防止・救済
[金融庁、警察庁]
- フィッシング※の防止
[内閣官房、警察庁、総務省、経済産業省、関係省庁]

※カード会社等の企業からのメールを装いメールを配信し、受信者からクレジットカード番号等の情報を入手する行為

計画の実効性確保

○ 計画の推進体制の充実・強化

- ・消費者政策会議を中心に政府一体となって計画を強力に推進。
- ・各省庁において消費者政策の対外窓口部署を明確化。

○ 計画の検証・評価・監視

- ・消費者政策会議は、毎年、計画の進捗状況について、国民生活審議会の意見を踏まえ、検証、評価、監視し、結果を公表。

○ 新たな消費者問題への機動的な対応

- ・新たな消費者問題に対し、消費者政策会議関係委員会等を開催。

消費者基本計画について

「消費者基本法」における規定

- ① 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者基本計画を定める。
- ② 消費者基本計画においては、
 - ・長期的に講ずべき消費者政策の大綱
 - ・消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項を定める。
- ③ 消費者基本計画の案の作成については、消費者政策会議(内閣総理大臣を会長とし、全閣僚及び公正取引委員会委員長を委員とする)が行う。
- ④ 消費者政策会議は、消費者基本計画の案を作成するときは、国民生活審議会の意見を聴かなければならない。
- ⑤ 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議決定を求め、閣議決定後、同計画を公表する。